

引上げ分の地方消費税交付金（社会保障財源化分）の用途について

引上げ分に係る地方消費税収については、地方税法第72条の116により、「消費税法第1条第2項に規定する経費その他社会保障施策に要する経費に充てるものとする。」とされております。

この趣旨を踏まえ、引上げ分の地方消費税交付金の用途について、下記のとおり公表いたします。

【歳入】 地方消費税交付金（社会保障財源化分） 1,687,091 千円

【歳出】 地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる
社会保障施策に要する経費 14,332,320 千円

（単位：千円）

事業名		経費	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国支出金	府支出金	その他	地方消費税交付金	その他
社会福祉	障害者福祉事業	5,972,053	2,782,633	1,499,738	593	198,828	1,490,261
社会福祉	高齢者福祉事業	153,281	234	7,566	24,170	14,280	107,031
社会福祉	児童福祉事業	8,790,259	3,544,069	1,126,446	932,805	375,142	2,811,797
社会福祉	母子福祉事業	126,822	23,096	43,211	537	7,060	52,918
社会福祉	生活保護扶助事業	5,712,318	2,031,459	69,507	179,012	404,029	3,028,311
社会福祉	その他	436,681	27,994	45,119	2,244	42,532	318,792
社会保険	介護保険事業	2,091,431	126,193	63,051	38,077	219,429	1,644,681
社会保険	国民健康保険事業	1,314,818	148,560	530,043	0	74,890	561,325
社会保険	後期高齢者医療事業	2,089,530	0	330,743	0	207,031	1,551,756
社会保険	その他	159,080	1,277	5,933	2,488	17,584	131,798
保健衛生	親子すこやか事業	207,472	83,968	4,729	15	13,980	104,780
保健衛生	健康増進事業	56,114	1,990	18,398	0	4,205	31,521
保健衛生	がん検診事業	120,111	8	0	854	14,037	105,212
保健衛生	予防対策事業	493,122	0	1,115	0	57,915	434,092
保健衛生	診療所運営事業	78,592	0	0	51,353	3,206	24,033
保健衛生	その他	280,757	0	0	893	32,943	246,921
合計		28,082,441	8,771,481	3,745,599	1,233,041	1,687,091	12,645,229

（消費税法第1条第2項に規定する経費）

制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費